

山梨県就職支援サイト 企業利用規約

最終更新日: 令和8年1月8日

第1条（規約の適用）

- 本規約は、山梨県就職支援サイト企業情報掲載事業実施要綱第9条に規定する利用規約として、山梨県（以下「県」という。）が運営する「山梨県公式就職支援サイト やまナビ！」（以下「本サイト」という。）を企業が利用する際の条件について定めるものです。
- 本規約は、本サイトを利用するすべての企業（以下「掲載企業」という。）に適用されます。
- 掲載企業は、本サイトの利用申込みをもって、本規約の内容を承諾したものとみなします。
- 本規約は、県と掲載企業との間の私法上の契約を構成します。

第2条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 掲載企業: 本サイトに企業情報を掲載する企業・団体等をいいます。
- 利用契約: 本規約に基づき、県と掲載企業との間で締結される本サイト利用に関する契約をいいます。
- 企業ページ: 本サイト内に掲載企業が作成する企業情報掲載ページをいいます。
- 掲載料: 本サイトの利用に対する対価として掲載企業が県に支払う料金をいいます。
- 会員求職者: 本サイトに利用登録を行った学生等の求職者をいいます。
- アカウント: 掲載企業が本サイトを利用するため県から付与されるID及びパスワードをいいます。

第3条（利用契約の成立）

- 本サイトの利用を希望する企業は、県が指定する方法により利用申込みを行うものとします。
- 県は、申込内容を審査し、承諾の可否を決定します。
- 利用契約は、県が承諾の意思表示を行った時点で成立します。
- 県は、次の各号のいずれかに該当する場合、申込みを承諾しないことがあります。
 - 対象企業・団体としての要件を満たしていない場合
 - 申込内容に虚偽又は不正があった場合
 - 山梨県暴力団排除条例に抵触する場合
 - 過去に本規約に違反した履歴がある場合
 - その他、県が不適当と判断した場合

第4条（アカウントの管理）

- 1 掲載企業は、県から付与されたアカウントを自己の責任において厳重に管理するものとします。
- 2 アカウントの第三者への譲渡、貸与、売買その他の処分は一切禁止します。
- 3 アカウントの漏洩、不正使用、盗用等により生じた損害については、掲載企業がその責任を負います。
- 4 アカウントが漏洩又は不正使用されていることが判明した場合、掲載企業は直ちに県に連絡するとともに、県の指示に従うものとします。

第5条（掲載料）

- 1 掲載企業は、本サイトの利用に対する対価として、県に掲載料を支払うものとします。
- 2 掲載料の具体的な額については、募集要領において定めるものとします。
- 3 掲載企業は、県が指定する期限までに、県が指定する方法により掲載料を支払うものとします。
- 4 県は、掲載料の支払いが確認できた後に、企業ページの公開を行います。支払いが確認できない場合、県は企業ページを公開せず、又は公開を停止することができます。
- 5 指定する期限までに掲載料の支払いが確認できない場合、県は利用契約を解除することができます。
- 6 一度掲載を終了した掲載企業が再度申込みを行う場合は、新規申込みとして取り扱い、再度、掲載料を支払うものとします。

第6条（利用期間）

- 1 利用契約の有効期間は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年間とします。
- 2 年度途中に利用契約が成立した場合でも、利用期間は当該年度の2月末日までとします。

第7条（掲載情報の正確性）

- 1 掲載企業は、企業ページに掲載する情報が真実かつ正確であることを保証するものとします。
- 2 掲載情報に変更が生じた場合、掲載企業は速やかに更新するものとします。
- 3 虚偽又は誤解を招く情報を掲載した場合、県は当該情報の削除又は修正を求めることができ、掲載企業はこれに応じなければなりません。

第8条（企業ページの承認）

- 1 掲載企業が作成した企業ページは、公開前に県の承認を受けるものとします。
- 2 県は、企業ページの内容が本規約又は第10条に定める禁止事項に該当すると判断した

場合、承認を行わないことがあります。

3 既に公開されている企業ページについても、県は定期的に内容を確認し、不適切と判断した場合は修正又は削除を求めるすることができます。

第9条（本サイトの中止、停止）

県は、次のいずれかに該当する場合、掲載企業の承諾を得ることなく本サイトの一部または全部を一時中止又は停止することができるものとします。

- (1) 本サイトの定期保守、更新並びに緊急の場合
- (2) 火災、停電、天災などの不可抗力な事由により、本サイトの運営が困難な場合
- (3) インターネットを通じた不正な侵入により、本サイトの運営が困難な場合
- (4) その他、不測の事態により、県が本サイトの運営が困難と判断した場合

第10条（禁止事項）

掲載企業は、本サイトの利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 虚偽又は誇大な情報を掲載すること
- (2) 公序良俗に反する内容を掲載すること
- (3) 第三者の知的財産権、プライバシー権、名誉その他の権利を侵害すること
- (4) 会員求職者に不利益を与える内容を掲載すること
- (5) 法令又は本規約に違反すること
- (6) 政治及び宗教の活動に資する行為及びその恐れのある行為
- (7) 県又は本サイトの信用を毀損する行為
- (8) 本サイトの運営を妨害する行為
- (9) 会員求職者の個人情報を不当に取得し、又は目的外に利用すること
- (10) 暴力団排除条例に抵触する行為
- (11) アカウントを第三者に譲渡、貸与、売買その他の処分をすること
- (12) 本サイトのシステムに過度の負荷をかける行為
- (13) 本サイトのセキュリティを脅かす行為
- (14) その他、県が不適切と判断する行為

第11条（個人情報の保護）

1 掲載企業は、本サイトを通じて取得した会員求職者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関係法令、別途定める個人情報保護方針を遵守し、適切に管理するものとします。

2 掲載企業は、会員求職者の個人情報を採用活動の目的にのみ使用し、その他の目的で使用してはなりません。

3 掲載企業は、会員求職者の個人情報を第三者に開示又は提供してはなりません。ただ

し、法令に基づく場合又は会員求職者の同意がある場合は、この限りではありません。

4 掲載企業は、個人情報の漏洩、滅失、毀損等が発生した場合、直ちに県に報告するとともに、適切な措置を講じるものとします。

第12条（知的財産権）

- 1 本サイトのシステム、デザイン、コンテンツ（掲載企業が作成したものを除く。）に関する著作権その他の知的財産権は、県に帰属します。
- 2 掲載企業が企業ページに掲載したコンテンツ（テキスト、画像、動画等）に関する知的財産権は、掲載企業に帰属します。
- 3 掲載企業は、県に対し、企業ページのコンテンツを本サイト上で使用する権利を許諾するものとします。
- 4 掲載企業は、企業ページに掲載するコンテンツについて、第三者の知的財産権を侵害しないことを保証するものとします。

第13条（山梨県の免責）

- 1 県は、次の各号に掲げる事項について、一切の責任を負いません。
 - (1) 本サイトの利用により生じた掲載企業の採用活動の成果
 - (2) 本サイトの利用により生じた掲載企業と会員求職者との間のトラブル
 - (3) システム障害、通信障害その他やむを得ない事由により本サイトのサービスを一時的に停止した場合の損害
 - (4) 本サイトに掲載された情報の正確性、完全性、有用性
 - (5) 企業ページに掲載するコンテンツについて、第三者の知的財産権を侵害したことにより生じた損失
 - (6) 掲載企業のアカウントの不正使用により生じた損害
- 2 県は、本サイトの内容及び機能を、掲載企業への事前通知なく変更又は削除することがあります。
- 3 県は、本サイトの運営上必要と判断した場合、一時的にサービスを停止することがあります。この場合、可能な限り事前に掲載企業に通知するよう努めます。

第14条（掲載企業の責任）

- 1 企業ページに掲載した情報に関する一切の責任は、掲載企業が負います。
- 2 企業ページの情報に虚偽があることが判明した場合、掲載企業は速やかに修正又は削除するものとし、これに伴い生じる経費は掲載企業が負担します。
- 3 第三者から、企業ページの掲載内容に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等があった場合、掲載企業は自己の責任と費用において解決するものとします。
- 4 掲載企業の本規約違反により県に損害が生じた場合、掲載企業は当該損害を賠償するも

のとします。

第15条（利用契約の解除）

1 県は、掲載企業が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告を要することなく、直ちに利用契約を解除することができます。

- (1) 対象企業・団体としての要件を満たさなくなったとき
- (2) 本規約に違反したとき
- (3) 掲載料の支払いを怠ったとき
- (4) 企業ページに虚偽又は不適切な情報を掲載し、県の是正要求に応じないとき
- (5) 山梨県暴力団排除条例に抵触することが判明したとき
- (6) 社会的信用を著しく損なう不祥事を起こしたとき
- (7) 倒産、破産、民事再生、会社更生等の手続きを開始したとき
- (8) 1年以上企業ページの更新が行われず、県からの更新要請に応じないとき
- (9) その他、県が利用を継続することが不適当と判断したとき

2 掲載企業は、本サイト内から退会申請を申し込むことにより、利用契約を解除することができます。ただし、既に支払った掲載料の返還は行いません。

3 利用契約が解除された場合、企業ページは直ちに非公開となります。

第16条（掲載料の返還）

1 既に支払われた掲載料は、理由の如何を問わず返還しません。

2 前項の規定にかかわらず、県の責めに帰すべき事由により利用契約が解除された場合は、県は掲載料を返還します。ただし、利用期間の一部が経過している場合は、当該経過期間に相応する額を控除した額を返還します。

第17条（継続利用の確認）

1 県は、毎年度、掲載企業に対して、次年度における利用継続の意思を確認します。

2 掲載企業は、県が定める期限までに、継続の意思の有無を県に通知するものとします。

3 期限までに通知がない場合、県は継続の意思がないものとみなし、利用契約は当該契約期間をもって終了します。

第18条（秘密保持）

1 掲載企業は、本サイトの利用を通じて知り得た県の秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはなりません。

2 県は、掲載企業から提供された情報のうち、公開を前提としないものについて秘密として保持します。

第19条（反社会的勢力の排除）

- 1 掲載企業は、現在及び将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）であること
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 掲載企業が前項の表明・保証に違反した場合、県は何らの催告を要することなく、直ちに利用契約を解除することができます。この場合、県は掲載料を返還しません。

第20条（規約の変更）

- 1 県は、必要に応じて本規約を変更することができます。
- 2 本規約を変更する場合、県は変更後の規約の内容及び効力発生日を、本サイト上で公表します。
- 3 変更後の規約は、効力発生日以降に掲載企業が本サイトを利用することにより、同意したものとみなします。
- 4 掲載企業が変更後の規約に同意できない場合、利用契約を解除することができます。

第21条（通知）

- 1 県から掲載企業への通知は、本サイト上の掲示又は掲載企業が登録したメールアドレスへの送信により行います。
- 2 前項の通知は、本サイト上に掲示した時点又はメールを送信した時点で、掲載企業に到達したものとみなします。
- 3 掲載企業は、登録したメールアドレスに変更があった場合、速やかに本サイト内のマイページから県に届け出るものとします。届出の遅延により生じた不利益について、県は責任を負いません。

第22条（準拠法及び管轄裁判所）

- 1 本規約の解釈及び適用については、日本国法を準拠法とします。
- 2 本規約に関する争いが生じた場合、甲府地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、令和 8 年 1 月 8 日から施行します。

【お問い合わせ先】

山梨県 総合県民支援局 働く人・働き方支援課

電話: 055-223-1562

E-mail: jinzai-bank@pref.yamanashi.lg.jp